

社会福祉法人のゆり会評議員・役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人のゆり会（以下「本会」という。）の定款第8条、定款第21条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席及び評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、都度、定款第8条に定める金額の範囲内で別表1に基づき支給する。

2 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会議への出席及び理事会等出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、都度、別表2に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(報酬支払方法)

第4条 前号各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 本会は、評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付則

この規程は、平成30年3月14日より適用する。

社会福祉法人のゆり会評議員及び役員の報酬等に関する規程の別表

別表1 評議員の報酬等

名 称		報 酬	交通費	
			都内23区で開催時	
			東京都、千葉県 熊谷市	木更津市、館山市 君津市
評議員会等出席	2時間未満	11,111円	2,000円	5,000円
	2時間以上	16,705円		

別表2 非常勤役員の報酬等

名 称		報 酬	交通費	
			都内23区で開催時	
			東京都、千葉県 熊谷市	木更津市、館山市 君津市
理事会等出席	2時間未満	11,111円	2,000円	5,000円
	2時間以上	16,705円		
年間総額		1,000,000円		

付則

この規程は、平成30年3月14日より適用する